

特別研究員-CPD 各位

独立行政法人日本学術振興会

理事長 里見 進

令和2年度及び令和3年度における新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
特別研究員-CPDの採用中断に係る特例取扱いについて（通知）

日本学術振興会では、優れた若手研究者が海外の大学等研究機関で長期間研究に専念し、海外の研究者とのネットワークを構築するため、それらを目的として日本国内及び海外の大学その他の研究機関で研究に専念することを希望する者を特別研究員-CPD（以下「CPD」という。）に採用し、長期間研究に専念するための支援を行っています。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響により、申請書の計画による3年間の海外渡航（以下、「主要渡航」という。）を含む研究活動に支障が生じ、当初の研究計画の遂行が困難になるなどの状況が想定されるところです。

このため、日本学術振興会では、こうした状況に鑑み、下記のとおり特例取扱いを設けることとしました。CPDにおかれましては、本通知の内容をご確認いただき、本特例取扱いを希望される場合は、必要な手続きをお願いいたします。

記

【採用期間の中断及び延長】

新型コロナウイルス感染症の影響により、研究活動に支障が生じ、当初の研究計画の遂行が困難な場合は、採用期間の中断及び延長を行うことができることとします。ただし、採用期間の中断を設定した場合においても、「継続した3年間」の主要渡航期間（令和2年9月28日付け学振養第112号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別研究員-CPD（令和元年度採用）に係る特例取扱いについて（通知）」による特例を適用した場合にあっては「継続した2年6ヶ月以上」の主要渡航期間）を確保し、かつ、採用期間終了の6ヶ月前までに主要渡航を終えて日本に帰国し6ヶ月間以上研究に専念する必要があります。

（1）対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により研究活動に支障が生じたため、採用期間の中断及び延長を希望する者

（2）中断及び延長できる回数、期間

原則として、一回とします。

採用中断の開始日は、本通知日以降、令和3年度末までの間で、新型コロナウイルス感染症

の影響により研究活動に支障が出た月の初めからとし、1ヶ月単位で承認することとします。中断した月数について、採用期間を延長します。なお、本取扱いによる採用中断期間は、原則として通算12ヶ月を上限とします。

なお、令和3年2月から採用中断を希望する場合、本件照会先までお問い合わせください。

(3) 研究再開準備支援

本格的な研究再開に向け短時間の研究継続を希望する者は、採用中断の期間内において全部又は一部の期間について研究再開準備支援の扱いを受けることができ、申請の際は支援期間を2ヶ月単位で申請し、承認された月数の2分の1の期間につき、採用期間を延長します。なお、主要渡航先で研究再開準備支援を受ける場合は、承認された月数の2分の1の期間を主要渡航期間として換算します。

(4) 研究専念義務及び資格

採用中断中（研究再開準備支援の期間を除く）は、特別研究員としての研究計画に基づく研究専念義務を免除しますが、当該年度の全ての期間において採用を中断した場合を除き、研究報告書は従来どおり提出して頂きます。また、採用中断中であっても、研究活動を制限するものではありませんので、科研費（特別研究員奨励費）を使用して研究を遂行することや必要な契約等を行うことも可能です。なお、採用中断中も特別研究員としての資格は継続します。

(5) 研究奨励金の取扱い

採用中断中は、研究奨励金の支給を中断します。採用期間を再開した月から研究奨励金の支給を再開します。延長期間に支給する研究奨励金の額は、延長期間において適用される額となります。なお、研究再開準備支援の期間については、研究奨励金月額半額を支給します。

(6) 手続き

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別研究員-C P D採用中断願」（別記様式C2）に必要事項を記入し、中断開始日の1ヶ月前までに国内受入研究機関の事務局を經由して本会までご提出下さい。なお、提出にあたっては、国内受入研究機関長印や国内受入研究者印（自署も可）が押印された書類をPDFファイルに変換し、国内受入研究機関の事務局より本会まで電子メールにて提出することも可能とします。

また、採用を再開する際には「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別研究員-C P D採用中断再開願」（別記様式C3）の提出が必要となりますので、中断願と同様の手続きにより再開日の1ヶ月前までに本会までご提出ください。

主要渡航中のC P Dについては、採用中断（研究再開準備支援含む）に伴い主要渡航期間が変更することになりますので、「主要渡航計画変更願」＜様式C3-3＞及び「受入承諾書(国外)」＜様式任意＞についても、本会までご提出ください。

その他本通知に関しご不明な点がある場合は、本件照会先までお問い合わせ下さい。

【本件照会先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1 麹町ビジネスセンター
独立行政法人日本学術振興会 人材育成事業部 研究者養成課
e-mail: yousei3@jps.go.jp TEL:03-3263-4998